

議案第 49 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 8 月 30 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 三田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年三田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第12項」を「第13項」に、「第6項」を「第7項」に改める。

第2条 三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第13項」を「第12項」に改める。

(三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第12項」を「第13項」に、「第6項」を「第7項」に改める。

第4条 三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第13項」を「第12項」に改める。

(三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第5条 三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和43年三田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「第12項」を「第13項」に、「第6項」を「第7項」に改める。

第6条 三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「第13項」を「第12項」に改める。

(三田市遊技場等の建築規制に関する条例の一部改正)

第7条 三田市遊技場等の建築規制に関する条例(平成10年三田市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号エ中「第12項」を「第13項」に改める。

第8条 三田市遊技場等の建築規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号ウ中「、第43条及び第43条の4」を「及び第43条」に改め、同条第3号エ中「第13項」を「第12項」に改める。

(三田市助産施設設置条例の一部改正)

第9条 三田市助産施設設置条例(平成12年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2号」を「第3号」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条、第3条、第5条及び第7条の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)の施行(附則第1条第3号に規定する部分に限る。)の日(当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日)
- (2) 第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定 平成24年4月1日